

第2章 重い課題を背負う胡錦濤政権

新華網は、「今のこの時期は、発展の鍵となる時期であると同時に各種の社会矛盾が激化する時期でもある」とし、「将来に明暗 2 つのシナリオを描くことができる。1 つは、党と政府が事態を冷静に判断し、適切な政策を実行することにより、経済・社会が発展の黄金期を迎え、調和の取れた発展が持続するとのシナリオ。もう 1 つは、党と政府が政策を誤る結果、経済が停滞するのみならず、社会矛盾が激化し、社会に動揺が広がり、政権の安定に危機が迫るとのシナリオである」とし、社会情勢のさらなる悪化が政権の安定を危うくしかねないとの強い危機感を表明している。果して胡錦濤政権が直面している社会問題はどのようなものか。以下にその種々相を概観したい。

1. 中国社会が直面する主要な矛盾と問題

人民網は 2006 年 8 月、中国社会が直面する主要な矛盾と問題に関して、中央党学校の「社会主義和諧社会研究課題グループ」が同校で学習中の 300 名の地区・庁長級以上の高級幹部に対し実施したアンケート調査の結果を掲載しているところ、社会の現状に対する党幹部の問題意識が何われ興味深いので、次にその概要を紹介する。

○「当面及び今後の一時期において社会が直面する突出した矛盾は何か？」との設問に対し、「人民内部の物質利益の矛盾」を挙げた者が 51%と最も多く、「都市・農村間の矛盾」を挙げた者が 45%強とこれに次いでいる。

・人民内部の物質利益の矛盾	51%
・都市・農村間の矛盾	45.5%
・社会階層間の矛盾	27.6%
・幹部・大衆間の矛盾	20.3%
・地域間の矛盾	17.1%
・政府のマクロ調整政策と 市場経済の矛盾	16.4%

(以下省略)

○「当面及び今後の一時期において重点的に解決すべき問題は何か？」との

設問に対しては、51%の回答者が「社会保障問題」を挙げている。さらに30%以上の回答者が挙げた社会問題は3つあり、1つは「腐敗問題」(35%)、2つは「都市・農村間の格差問題」(32%)、3つは「貧困問題」(31.1%)。また、20%以上の回答者が挙げた社会問題は5つあり、1つは「住民間の所得格差」(26.9%)、2つは「三農（農業、農村、農民）問題」(26.6%)、3つは「地域間の発展格差」(25.2%)、4つは「失業問題」(24.5%)、5つは「社会風紀の問題」(19.6%)であった。

- 「当面及び今後の一時期において最も注意を要する社会的リスクは何か？」との設問に対し、60.8%の回答者が「貧富の格差」を挙げ、次いで57.3%の回答者が「社会信任度の低下」を挙げている。
- 「当面及び今後の一時期において中国の経済・社会の発展に影響の大きい国内問題は何か？」との設問に対しては、60.1%の回答者が「三農問題」を挙げ、次いで多くの回答者が「所得格差の拡大」「各方面の体制が完全でないこと」、「法制が健全でないこと」を挙げている。

2. 鈍化する絶対貧困人口の減少

(1) 国務院貧困扶助弁公室によれば、1人当たり年収85米ドルの貧困基準による中国農村部の絶対貧困人口は、1985年の1億2500万人から2005年の2365万人へと、20年間で1億人以上の削減を実現したとされる（筆者注：中国における貧困ラインの設定基準はこれまで数度改定されているが、1978年の時点では、年収200元以下の絶対貧困人口は2億5千万人とされていた。）。

2004年と2005年の両年は、最近の5年のうち貧困人口の削減幅が最も大きかった時期で、2006年には中央財政から134億元（約2,000億円）が貧困扶助特別会計として割かれ、今後も年々増額していくとされる。

同弁公室の最新統計によれば、2005年末現在、592の国家級貧困扶助重点県のうち、79%の自然村に自動車道路が開通し、95.8%の村に電気がつき、70%の農家が安全な飲用水を確保できている。さらに73.8%の村で固定電話の使用が可能になり、87.6%の村でテレビの視聴が出来るようになったとされる。

(2) このように貧困扶助工作は一定の効果を挙げているが、なお 3 つの困難に直面しているとされる。

1 つは、貧困人口の絶対数がなお膨大で、2005 年末の絶対貧困人口は 2365 万人であるが、さらに日常の衣食はどうにかまかなえるが、なお不安定な状況にある低収入人口が 4067 万人に上っている。これらの貧困層は生活条件が厳しく、市場経済の発展度が低く、人的資源・収入源ともに不足している地域に分布しており、容易に貧困に戻る可能性にある。

2 つは、貧困扶助コストの増大と貧困削減のペースが鈍化している問題である。1980 年代には、農村の貧困人口は年平均 1350 万人のペースで減少したが、90 年代に入ると 530 万人に低落し、2002 年から 2005 年の間では年平均減少人口は僅か 140 万人に落ちている。

3 つは、貧困層の脆弱性が一段と進み、所得と社会参入の面における格差が引き続き拡大していることである。過去 13 年間で貧困層の所得の上限と一般農民の所得の格差は、1 対 2.45 から 1 対 4.76 に拡大した。貧困地区における教育、衛生、社会保障等の社会サービスの改善幅は、長期にわたり先進地区より低いものとなっている。

3. 急速に進む人口高齢化

国务院全国老齡工作委员会は 2006 年 12 月、「中国老齡事業の発展」と題する白書を発表し、国際的にも際立って速いスピードで進む中国の人口高齢化の現状と予測される将来の経済・社会への影響につき警鐘を鳴らしている。人民日報の取材に対する李本公・同委員会弁公室常務副主任の発言と併せ、概要を次に紹介する。

(1) 国連の基準では、ある国・地域の 60 歳以上の高齢者が総人口の 10% を上回るか、65 歳以上の高齢者が総人口の 7% を上回れば、その国・地域はすでに高齢化段階に入ったものとされる。中国では、60 歳以上の人口は 1.44 億人で総人口の 11% を占め、2020 年には、総人口の 17.2%、2050 年には 31% を占めると予測される。このうち、80 歳以上の人口は 1600 万人を超え、高齢人口の 60% は農村に分布している。

(2) 中国の人口高齢化の突出した特色は、1 つは、高齢人口の絶対値が世界

のトップに位置することで、2000年の時点で中国の80歳以上の高齢者は全世界の高齢者の20%、アジアの50%を占め、2050年には、高齢人口は4億人を超えると予測されている。2つは、高齢化傾向が進んでいることで、2000年の80歳以上の高齢人口は1343.4万人で総人口の1.07%であったが、2020年には3067万人、総人口の2.15%を占めると予測される。3つは、「未富先老」（富まない先に老いる）の状況が顕著なことで、先進国では高齢化を迎える段階では、一人当たりGDPは基本的に5千～1万ドルのレベルであったが、中国では1千ドル未満で高齢化を迎えている。4つは、「空巢」（一人暮らし）の老人の増加で、以前のような「三世同堂」の伝統的な家庭は益々少なくなっており、農村では「留守老人」が大量に発生している。家庭における老人扶養の機能は弱体化しており、多くの老人が保障のない状態におかれている。

(3) 中国では退職者が毎年6%の比率で増加しており、全国の企業養老保険基金の不足額は不断に拡大している。2030年に高齢化のピークを迎えるが、少なくとも25000億元の資金備蓄が必要とされる。衛生部によれば、一人の高齢者が平均して費やす衛生資源は全国平均の1.9倍とされ、2003年における基本医療保険基金支出は前年比31.6%増となった。同支出の伸びは収入のそれより3.5ポイントも高い。なお、現職労働者と退職者の比率は、1990年の10対1から2003年には3対1に低下している。2020年には、2.5対1にまで下がる見通しで、李常務副主任は「養老保険の負担は日増しに重くならざるを得ない」としている。

(4) 現在、約3250万人の高齢者はさまざまな形態の看護や介護を受けているが、先進国では高齢人口1,000人あたりのベッド数は約50床が普通であるが、中国では2004年時点で僅か8.4床でしかない。全国では約1/3以上の街道弁事処（注：都市部の末端行政機関）と半数以下の社区住民委員会に高齢者サービス施設が未設置で、農村では事態はもっと深刻であるとしている。

4. 多くの国民が医療保険とは無縁

(1) 新華網は、「過去10年間の医療制度改革は、関係研究機関から“基本的に失敗であった”と公然と批判されている」と報じ、「大衆は、公平な医療制度が和諧社会の重要課題であると考えている」としている。中国は1997

年、「党中央及び国務院の衛生改革と発展に関する決定」を通達し、さらに翌年には「都市部勤労者の基本医療保険制度の設立に関する国務院の決定」を公布したが、「10年に亘る改革にも拘わらず、大衆にとって医療費は益々高く、(医師や病院の)医徳・医風は大衆の期待とかけ離れたものとなっている。多くの大衆は医療保険は金持ちのためのもので、農民やレイオフ人員の大多数は、医療保険から見放されていると感じている」と厳しい批判を展開している。

(2) さらに新華網は、労働社会保障部のデータを引用して、「中国で医療衛生保障を享受している国民は総人口の15%に過ぎず、85%の人々が医療保険とは縁がなく生活している。国家食品薬品監管局は昨年1年間に1万件以上の新薬の申請を受理したが、その内の90%は薬名を換えただけで販売価格を引き上げる目的の申請であった。一部の薬品では、処方する医師へのリポートが薬価の35%にも達しており、医師の中には、月に10万元(約150万円)ものリポートを稼ぐ者もいる」と歪んだ医療制度の実態を鋭く告発している。

5. 歯止めのきかない行政経費の膨張

(1) 中国では近年、行政経費の伸び率が突出して高く、このため本来、民生に向けられるべき財政予算が極度に圧迫されていると言われる。2005年に全国の各級政府が公用車購入に支出した経費は600億元(約9000億円)に達し、2007年には700億元を突破すると見込まれている。1台当りの単価は低くなっているにも拘わらず購入総額が増大している事実は、購入台数が如何に増え続けているか、また、維持経費が如何に膨大な額になるかを想像させる。

1990～2000年の間、中国の行政管理経費は年平均29%で増加し、7.3倍に拡大した。また、1978～2003年の25年間をとれば、行政管理経費は87倍に膨張し、同期間の財政収入とGDPの成長率を大きく上回っている。歯止めの利かない行政経費の膨張は、資源の浪費につながり、巨額の財政資金がオフィスの建設や公用車の購入、公費による飲み食いに使用されているという。

(2) 1993年10月、党中央弁公庁及び国務院弁公庁は「公務を装った公費

による海外旅行を厳禁することに関する通知」を通達したが、13年後の現在に至るまで一向に改善の兆しが見られないという。2006年11月、偽造した招聘状を所持してフィンランド・ヘルシンキ空港から入国を図った中国公務員10名が偽装を発見され、翌日、中国に送還されたことは国際的なニュースにもなったが、フィンランド当局は偽装出国は中国では普遍的に見られる現象と指摘したとされる。

2005年9月には、陝西省靖辺県で多数の幹部が公務を装い観光旅行をした事実が報道されたが、その後、党中央組織部の調査によれば、同事件に係わった幹部の数は報道を遥かに上回り、同月1カ月だけでも延べ600人近くが県外に旅行したとされる。

6. 都市における「農民工」(出稼ぎ農民)問題

(1) 現在、全国の流動人口は中国の総人口の11.5%に相当する1億5千万人とされる。この内、80%にあたる1億2000万人が農村から都市への農民工と見られ、他に地元の「郷鎮企業」(村営等による農村部の小規模企業)に就労している農村労働人口が8千万人に上る。農村部で父母が不在の留守所帯の子女が2千万人に上り、祖父母や親戚が養育に当たっている。上海市では、農民工夫妻が出稼ぎ先で子女を出産した比率が、全市での出産件数の33.6%を占める。

(2) 都市へ出稼ぎに来る農民工の月収は500～800元(約10000～12000円)で平均年齢は28.6歳とされる。肉体労働や単純労働に従事する例が大多数を占めるが、今後、農民工が高齢化した時期に生活をどう支えるかが社会にとり大きな課題となる。農民工のうち、賃金をきちんと受け取っているのは全体の47.7%に過ぎず、時々遅配しているケースは35.6%、15.6%のケースでは遅配が常態化している。

(3) 河南省では2006年7月、「都市への出稼ぎ労働者に関する權益保障条例」が起草を終え、広くパブリックコメントを求める段階にあるが、地方立法で農民工の權益保護を目指す例は全国でも初めてとされる。同条例案の最大のポイントは、労働関係に焦点を当てている点。現在、農民工は労働賃金、医療養老保険、公傷事故処理等の点で雇用側と紛争が絶えないが、争いが適

時・妥当な処理を得られない場合は矛盾が激化し、「悪性事件」の発生を招く事例が多い。

その原因の多くは労働関係の認定にあり、雇用側が故意に書面による労働契約を結ばず、紛争発生時に責任を逃れようとする例が多い。就労者側も雇用されること自体が容易でないことから、そうした事態を黙認せざるを得ない状況。この点、本条例案は、「書面をもって労働契約が締結されない場合は、出稼ぎ労働者が雇用側に労務の提供を開始した日をもって労働関係が成立したと見なす」等と規定しており、農民工の権益保障の面で大きな前進とされ、同様の規定が全国に広まることが期待されている。

7. 空前の就職難

(1) 労働・社会保障部の「労働・社会保障事業発展計画要綱 2006-2010」によれば、第10次5カ年計画(2001-2005)期末現在、全国の都市・農村における就業人口は7億6千万人で、都市部の登録失業率は4.2%以内とされる。この5年間における都市部の新規就業人口は4200万人、レイオフ人員の再就業人口は1800万人、農業労働人口の転業者は4000万人に達した。しかし、就業情勢は依然極めて厳しく、今後5年あるいはさらに長期に亘り、労働需給のアンバランスが存続し、2010年には労働人口総量は8億3000万人に達するとされる。都市部の大学新卒など新規労働人口は5000万人にのぼるが、需給情勢から見て新規求人数は4000万人に止まることから、労働人口の供給過剰は1000万人前後に達すると見込まれる。

体制の転換に伴い発生した国有・集団企業のレイオフ・失業人口の再就業問題はまだ完全には解決しておらず、企業の再編・破産・閉鎖の過程で発生した労働者の再配置問題は依然深刻とされる。大学卒業生等の新規労働人口の就業問題や農村労働人口の再配置問題、土地収用により農地を喪失した農民の再就業問題は特に困難が大きい。労働者全体の技能レベルは依然低く、高技能レベルの人材は不足しており、産業構造改革の需要とマッチしていない問題も大きいと指摘されている。

(2) 現在の就業情勢には以下の3つの特徴があるとされる。1つは、労働年齢人口の増勢のピーク期を迎えていることで、第11次5カ年計画の5年間

に労働市場に新規参入する労働人口総量は 9900 万人余に達し、毎年 1900 万人以上が新規参入すると見込まれる。求人需要との間に大きなギャップが存在する。2 つは、レイオフ・失業人口の再就業にさらに大きな困難が予想されることである。国有企業のレイオフ人員で未就業者は依然 200 万人を上回り、その内の多くは技能が単一で年齢が高く、再就業には困難が極めて大きい。3 つは、農村の余剰労働人口の転業圧力が高まることで、現在、農村の労働人口は 4 億 8500 万人であるが、すでに転業した 2 億人余と農業従事者 1 億 8000 万人を除く、約 1 億人が余剰労働人口と見積もられている。

(3) 2003 年以来、大学卒業生数が急増している。1997 年には卒業生は 100 万人であったが、2003 年は 212 万人、2004 年は 260 万人、2005 年は 320 万人、2006 年の卒業生は 413 万人に達し、過去 10 年間で卒業生の数は 4 倍以上に増加した。これに対する 2006 年の求人需要は約 150 万人で、政府は大学卒業生が農村や社区で仕事を見つけ、さらに警察、武装警察、軍隊、国家安全部門等の通常であれば大学卒業生には人気のない秩序維持機関に就職することを奨励しているが、需給ギャップは極めて大きく、空前の就職難が年々進行している。

こうした中、次のような事例が報道されている。浙江省湖州市で高速道路の料金徴収員を募集したところ、147 名の募集定員に対し 1600 名が応募、そのうち 720 名が大学卒業生であった。また、西南大学で開かれた秋季卒業生就職説明会で、ある会社がゴルフ場のキャディー 20 名を募集したところ、身長 160 センチ以上、容姿端麗な女性等の条件にも拘わらず、大学本科生 40 名以上が応募したという。さらに広東省では、ある葬儀社が従業員 23 名を募集したところ、170 名が応募、この中には修士課程の大学院生 10 名が含まれ、北京大学法学部の卒業生も応募したという。しかし、この卒業生は広州に戸籍がないことから、不採用になった。他にも、就職難のため、多くの大学では 8 割もの学生が大学院の試験を受けているとの報道もある。

8. 拡大する住民間の所得格差

(1) 社会の所得分配の不平等指標としてジニ係数があるが、係数の範囲は 0 から 1 で値が 1 に近いほど格差が大きいことを示し、0 であれば皆が同じ所

得であることを意味する。国際的には 0.4 が警戒ラインとされ、0.5 を超えると格差が大きく社会的な許容範囲をこえるとされる。中国のジニ係数は、改革・開放前は 0.16 であったとされるが、現在については、財政部幹部は 0.46 としている。実際のジニ係数は更に大きいと見る研究者もいるが、いずれにせよ中国の現状はすでに警戒水域に入っているとの見方では一致している。

(2) 所得格差については、農村・都市部格差、地域間格差、業種別格差の存在が指摘されるが、先ず農村と都市部の所得格差を見ると、1980 年代は農村における戸別生産請負制の普及により格差は 1 対 1.8 に縮小したが、90 年代に入ると 1 対 2.5 に拡大、さらに 2003 年には 1 対 3.2 と 3 倍以上に拡大している。さらに税負担、社会保障、インフラ等の諸要素を考慮に入れると農村と都市部の格差は 3 倍に止まらず、6 倍以上に達するとの見方もある。

なお、2004 年における農村居住者の 1 人当たり平均生活性支出額は 2185 元（前年比 12.4%増）であるが、これに対し、都市部住民の同支出額は 7182 元（同 10.3%増）であった。

地域間格差については、2000 年の時点で中部地域と東部地域の都市部住民の可処分所得を比較すると、1990 年比で 5.39 倍の開きがあり、西部地域と東部地域の同可処分所得は 6.07 倍の開きがあったとされる。

(3) 所得格差は特に業種別で顕著であるとされ、2004 年の 1 人当たり年収最高額は証券業の 50520 元であったが、最低年収は農・林・牧・漁業のうちの林業の 6718 元で、7.52 倍の差がある。2000 年から 2004 年の 4 年間で業種別格差は 1.6 倍拡大してとされる。

さらに重慶市で実施された調査によると、業種別の最高平均賃金と最低賃金の差は 1997 年では 2.05 倍であったが、2005 年には 3.05 倍に拡大した。2000 年の調査時の最高賃金業種は金融保険業、電力・ガス・水道の生産供給部門及び地質探査・水利管理部門の 3 業種で、最低賃金業種は卸・小売・飲食業、農・林・牧・漁業及び製造業であった。2005 年の調査では、最高賃金業種は金融業、情報通信産業、科学技術サービス・地質探査部門の 3 業種で、最低賃金業種は農・林・牧・漁業、宿泊・飲食業及び建築業の 3 業種であった。重慶市の面接調査において所得格差が大きいと回答した者は、87.38%に上り、所得格差は小さい若しくは所得分配が適切であると回答した者は、8%

以下に止まっている。所得格差が大きいと回答した者のうち、企業・事業従事者及び退職者が特に突出して多く、それぞれ 89%、88.86%及び 91.58%を占めた。

なお、重慶市の都市部住民の最高所得グループと最低所得グループの可処分所得は、1997 年ではそれぞれ 9839.72 元と 2704.93 元で高低差は 3.64 対 1 であったが、2005 年にはこれが 23077 元と 4026.92 元と 5.73 対 1 の比率に拡大している。

9. 農民の耕地喪失と土地の違法使用

(1) 中国では、すでに 4000 万人の農民が土地を失い、さらに毎年平均 200 万ムー（注：1 ムーは 1/15 ヘクタール）を超える耕地が工業用地等に転用され、100 万人を超える農民が農地を失いつつあると言われる。「土地がなく、仕事がなく、社会保障のない」、いわゆる「三無農民」の増加は中国政府にとり極めて重い課題である。2003 年における中国の 1 人当たり耕地面積は 1.43 ムーであったが、2005 年には 1.4 ムーに減少、また、1996 年における中国の耕地面積総量は 19.51 億ムーであったが、2005 年には 18.3 億ムーと 10 年足らずの間に 1.21 億ムーの農地が流出したとされる。

(2) 国務院は 2004 年、中央各政府部門や地方政府に対し、土地管理の厳格化を求める「改革を深化し土地管理を厳格化することに関する決定」を発出したが、その後も工業用地の過度の拡張や乱脈な耕地転用など土地の違法使用がやまず、このため、2006 年 5 月には改めて国土資源部より、土地管理の厳格化に関する「緊急通知」を通達している。

さらに 9 月には国務院より「土地使用の管理強化の問題に関する通知」を重ねて発出し、今後、工業用地の譲渡に関する最低基準価格を統一制定・公布するとの方針を打ち出すとともに、土地管理と農地保護の責任を明確化すること、勝手に農地を建設用地に転用することを禁止すること、農地収用に当っては農民の長期にわたる生活を保障すること、土地の違法使用行為は厳しく処罰することなどを求めた。土地の違法使用の蔓延は、いわゆる「土地腐敗」の温床となっている。

(3) さらに 2006 年 12 月、国土資源部と発展改革委員会は共同で「土地使

用制限プロジェクト目録」及び「土地使用禁止プロジェクト目録」を発表、別荘、ゴルフ場、競馬場、政府・企業・事業体の研修センターなど 15 業種の 96 項目を禁止対象とし、大型商業施設、レクレーション施設、テーマパーク、建築密度の低い大型住宅施設など 14 業種の 112 項目を制限対象に加え、耕地保護の強化と土地利用の効率化・節約化をさらに図る措置をとった。

10. 公務員の規律弛緩と腐敗汚職

(1) 筆者が遼寧省瀋陽市に在勤していた 2001 年前後、同市の慕綏新市長及び馬向東副市長が絡む大型腐敗事件が中央規律検査委員会により摘発され、事件の全容が明らかになるにつれ、地方都市における腐敗の広がりや深刻さに全国民が改めて大きな衝撃を受けた。事件の発端は、同市で都市開発等を主管する馬向東副市長が土地開発業者らとたびたびマカオに遊び、4000 万円にも上る巨額の掛け金を擦るなどの事実が香港紙等で暴露されたことで、その後の捜査により同人は逮捕された。馬氏は部下の郭久嗣・市国有財産管理局長らとともに職務の便を利用し巨額の人民元、米ドルを関係業者から受け取ったほか、多額の公金を横領、さらに出所不明な資産を多く所有していたとされる。

捜査の過程で、馬副市長の上司である慕綏新市長や暴力組織の頭目である劉涌氏らが同事件の黒幕として関与していることが明らかになり、事件は一挙に広がりを見せた。慕氏は 1997 年から 2000 年までの市長在任期間中、汚職・流職行為により同市の財政に数十億元の損失を与えたといわれる。他方、劉氏はたびたび馬氏に賄賂を贈っていたが、馬氏はその見返りとして劉氏に同市商業区の土地 2.4 万平米を無償で払い下げ、劉氏は一夜にして 3 億 5000 万円の資産を手にしたとされる。

劉氏は実弟が市公安局の現役刑事であったほか、本人自身も市政协協商會議委員の肩書きをもつなど、暴力組織と政官界が深く癒着していた事実も全国民を驚かせた。慕市長、馬副市長、郭局長ら被告 16 名は収賄、汚職、公金横領、巨額の出所不明金を隠し持っていた罪で起訴され、馬氏と郭氏は死刑、慕氏らは執行猶予付きの死刑判決を受けた。さらに張国光・遼寧省長(当時)も事件への関与が噂されていたが、湖北省へ配置換えの後、裁判で懲役

刑の判決を受けている。

(2) 中国要人が関与する重大腐敗事件として、最近、我が国でも広く報道された事件に陳良宇・上海市党委書記解任事件がある。党中央は 2006 年 9 月、上海市のトップである陳書記（中央政治局委員）を重大な党紀違反があった廉により書記の職務から解任するとともに、政治局委員、中央委員の職務を停止する処分を行った。中央政治局委員の重要ポストにある要人の党紀違反による処分は、中国ではなお極めて異例であり、1995 年に陳希同・北京市党委書記（中央政治局委員）が解任され、懲役 16 年の実刑を科されて以来の重大事件として、上海市のみならず全国各地に大きな衝撃が伝わった。

核心となった事件は、上海市労働社会保障局長らによる社会保険基金の不正融資事件で、巨額の基金流用先には、上海—杭州間高速道路の経営権取得のため 30 数億元を受けた上海市の投資会社のほか、企業買収資金数億元を受けた北京市の投資会社など、複数の投機的不動産投資先が含まれると言われる。陳書記解任の根拠として、陳氏が一部の違法企業のために利益を図ったこと、違法問題を抱える側近を庇ったこと、親族の不正利得のため職務を利用したことが挙げられ、「政治に悪影響を及ぼした」と指摘される。事件には、陳氏の元秘書で側近の同市宝山区長のほか、関連企業幹部、陳氏の家族、上海閩のボスの一人と目される中央指導者（副総理、中央政治局常務委員）及びその近親者など多数の官民関係者が関与したとされ、中国最大の経済・金融都市である上海市の開発が生む巨大利権に有力幹部やその家族、側近が群がる腐敗の構造が指摘されている。

なお、同事件の捜査は継続中と見られ、2006 年 10 月開催の党 6 中全会では陳氏の正式処分は発表されなかった。同事件への関与が取りざたされた中央指導者については、同年 10 月、中央政治局が「在職休養に関する決定」を採択し、同指導者が在職のまま休養する、党政の職務は担当しないなどを決定、事実上、同指導者の政治生命は絶たれたものと解されている。

(3) 中央規律検査委員会は 2006 年 9 月、2005 年中に全国の規律検査・監察機関が党紀・行政処分とした党員数が 11.5 万人に達し、その内党籍除名処分を受けた者は 11071 人、さらに司法機関に移送された者が 7279 人であったこと等を公表している。

なお、人民網は 2006 年末、「本年中の最も醜名の高い腐敗官僚 10 傑」と

して、次の 10 人を挙げている。

- 第 1 位：陳良宇・前上海市党委書記（罪状：社会保障基金の違法使用に関与し、違法企業のために利益を図り、重大な規律違反を犯した側近を庇い、職務の便を利用して親族のために不正利益を図るなど重大な規律違反があり、政治に悪影響をあたえた）
- 第 2 位：王昭耀・前安徽省党委副書記（罪状：職権を利用し、職務上の昇進、配置、プロジェクトの認可等に便宜を図る見返りに巨額の賄賂を授受。甥の楊楓も同様に 48 名から 126 回にわたり金品を授受。「安徽省第一の権力家族」とも称され、家族ぐるみの腐敗の典型）
- 第 3 位：楊松泉・前河南省上蔡県党委書記（罪状：売官により賄賂を授受。洗職及び行政権力の濫用。エイズ救済基金を横領）
- 第 4 位：王守業・前海軍副司令（中将）（罪状：権力濫用と汚職。
1 億 6000 万元の公金を横領。5 人の情婦を囲う。過去、横領金額が最も多く、職位が最も高い軍人）
- 第 5 位：羅耀星・前広東省疾病予防センター免疫計画所所長及び羅一魯・前広州市胸科病院院長（罪状：両者とも 2003 年の新型肺炎（SARS）の防止で功績を挙げた医療従事者。
職務の便を利用し、ワクチン製造業者からそれぞれ 1118 万元、16 万元を収賄）
- 第 6 位：雷瀉利・前湖南省郴州市副市長（罪状：日頃から、「三玩幹部」（権力、金銭、女性を遊ぶ）を自称。職務を利用し、仕事の配置、プロジェクトの認可、優遇政策の取り付け、経費の減免など便宜を図る見返りに 721 万元を収賄。公金 2650 万元を横領）
- 第 7 位：尚軍・前安徽省衛生庁副庁長（女性）（罪状：「色をもって権を謀る」の典型人物。仕事の配置、昇進、プロジェクトの便宜を図る見返りに 90 万元、200 ドルを収賄。さらに出所不明の財産が 98 万元）
- 第 8 位：李大倫・前湖南省郴州市党委書記（罪状：「家長の風」「一言堂」（独断専行）の典型人物。夫婦で 1325 万元を収賄。他に盆暮れの挨拶、誕生祝い、餞別、息子の留学祝い等の名義で 600 万元余の贈与を受ける。家庭には 3200 万元の預金。大部分が出所不明の資産）
- 第 9 位：文建茂・前新田県教育局長（罪状：典型的な教育界の腐敗分子。日

頃は清廉な姿勢をアピール。職務を利用し、賄賂を授受、他人の便宜を図る)

第 10 位：邱曉華・前国家統計局長（罪状：上海市の社会保険基金事件に関与、重大な規律違反を犯す）

1 1. 経済発展と環境汚染

(1) 国家環境保護総局と国家統計局は 2006 年 9 月、「中国グリーン国民経済試算研究報告 2004」を共同で発表し、2004 年に環境汚染が原因で引き起こされた経済損失は GDP の 3.05% に相当する 5118 億元(約 7 兆 7000 億円)に達し、仮に汚染を処理しようとするれば、2874 億元(約 4 兆 3000 億円)が必要とされたとの試算を明らかにした。しかも、この試算自体、完全なものではなく、技術的原因により、環境汚染による実際の経済損失の半分強程度しか反映されておらず、地下水汚染や土壌汚染等による損失は算出されていないとしている。

グリーン GDP については、同総局副局長が 2006 年 12 月、「経済発展と環境保護」との講演の中でさらに次のような実態を紹介し、強く警鐘を鳴らしている。

○中国の環境問題は、単に環境と経済の関係に止まらず、今や政治、社会、文化問題になっている。中国は改革・開放以来、奇跡とも言える大きな経済成果を達成した。世界一の速い経済成長、世界一の規模の外貨準備、世界一の外国直接投資、世界一の主要工業製品の生産量などであるが、他方、中国は建材の消費も世界一、エネルギー消費、大気、水質汚染物質排出量でも世界一である。

○河川水系の 70%が汚染され、都市流域の 90%以上の河川部分が深刻な汚染に晒されている。都市のゴミ処理率は 20%にも達せず、農村では 1.5 億トンのゴミが露天に放置され、3 億人以上の農民がきれいな水を飲めず、4 億人以上の都市住民が新鮮な空気を吸えないでいる。中国は環境コストを外国に移転する能力も方法も持ち合わせていない。国産の若しくは外国から輸入したエネルギーは燃焼させた後、残る汚染物質は自らの国土に留め

なければならない。

- 現在の GDP の大きな部分に環境資源コストが含まれている。グリーン GDP には、鉱物資源、森林、土地、水、動物の 5 つの自然資源の減耗コストと汚染による損失、生態破壊のコストが含まれる。本年末には出来るだけ各項目のコストを算出し、2005 年度の汚染コストを公表したい。第 10 次 5 ヶ年計画（2001～2005 年）では、GDP 指標が全て超過達成されたが、環境保護指標のみが達成されていない。これは別に不思議なことではない。
- 中国の GDP 成長を押し上げているのが、エネルギー高消費、高汚染の産業だからだ。例えば、中国の大気汚染の 90%以上は、重化学工業から来る。その内の 70%の汚染は火力発電を来源とする。その火力発電への投資は毎年 50%の比率で増大している。これは当然、石炭需要を喚起する。今年は 24 億トンであったが、2010 年には 30 億トンになる可能性がある。その結果、大量の二酸化硫黄が排出される。脱硫への取り組みは始まったばかりで、現在、95%の火力発電所が脱硫装置を備えていないか、使用していない。これは体制の問題である。我々にはどうにも出来ない。2005 年における二酸化硫黄の排出量は 2500 万トンで、今年は 2700 万トンになる。2010 年には、3200 万トンと予測される。
- もし、中国が石炭依存 85%の伝統的生産・消費構造を変えなければ、環境のさらなる悪化が早まり、深刻な社会問題を惹起することになる。中国では 2005 年に環境をめぐる紛争が 5.1 万件発生し、延べ 40 万人が陳情を行ったが、こうした動きは毎年 30%の比率で増加している。生態系や土地転用の問題とも絡み、新たな社会不安の要因となるだろう。人の健康に与える汚染の影響は深刻で、国民大衆の強い不満を引き起こしている。環境問題における不公正は社会の不公正をさらに増幅している。

(2) 近年、国際的にも注目されているのは中国の河川の汚染問題である。2005 年 11 月、中国石油吉林石油化学公司で起きた爆発事故により、ベンゼンなど大量の化学物質が松花江に流入して起きた深刻な環境汚染は、松花江がロシア・アムール河の支流にもあたることから、ロシアはもとより日本を含む国際社会の強い関心を集め、国連環境計画 (UNEP) も現地調査を行い、

再発防止策の着実な実施を中国政府に求めた。こうした国際社会からの指摘を背景に、中国当局は 2005 年の 1 年間における企業による環境汚染の実態とともに、処分内容を公表するに至った。

それによれば、2005 年には全国で述べ 132 万人の調査員が動員され、56 万社が検査対象となった。この中で環境汚染として 27000 件の問題を指摘、14000 件を違法事件として立件したという。うち 4432 社が閉鎖命令若しくは生産中止など最も厳しい処分をうけ、違法行為で摘発された企業経営者や部門責任者は 163 人に及んだという。今後も監視体制を強化し、特に水源に近い企業は一律に重点監督管理の対象とし、汚染物質を排出した違法企業は、期限を切って処分するほか、経営者の行政責任も厳しく追及するという。

2006 年 4 月、国家環境保護総局が公表した資料によれば、黄河や長江など大きな河川の流域で計 127 件、総額 4500 億元（約 6 兆 3000 億円）にのぼる化学工場や石油化学工業のプラントの建設が進行中で、うち 20 件については、工場から排出される汚染物質による環境や生態系に及ぼすリスクが極めて高いことが明らかになったという。「中期的な調査の結果、中国各地の河川流域の石油化学産業の環境に及ぼす危険性は、突出している」として、強い危機感を表明している。

筆者が広東省広州市に在勤していた 2005 年 12 月、同省北部の韶関市内の精錬工場が、通常の 10 倍を超えるカドミウムを含む廃水を北江（珠江の支流）に放出するという深刻な河川汚染事故が発生した。北江の下流域には、英徳、仏山、広州など「世界の工場」ともいわれる人口稠密な珠江デルタ地域が広がり、日系企業も多く、在留邦人も多数居住していることから、飲用水などへの影響が心配された。省政府も初動体制にはやや遅れが見られたが、上述の吉林省での化学工場の爆発事故の後でもあり、本件事故を重視し、汚染拡散防止の処置とともに原因の究明、違法企業の責任追及など、事故に関する状況を逐次プレス発表するなど透明性をアピールする処置に努めた。翌年 1 月中旬、カドミウムの含有量はすでに国家飲用水衛生基準を満たしているとして、事故の終結宣言が省政府から出され、「事故の発表について、遅延も隠蔽をなかった」ことが強調された。

1 2. 特権階層と「特殊利益集団」問題

(1) 先ず特権階層の問題であるが、ここで言う特権階層とは、いわゆる「太子党」と称される高級幹部子弟や「烈属」と略称される革命烈士遺族の存在を指す。両者は混同される場合が多いが、本来は別個のもので、革命烈士については、国务院に革命烈士褒揚条例との条例もあり、その認定や取り扱いが中央・地方を通じて制度化され、一定範囲の遺族は認定を証する烈士証明書に基づき、就学や就職、生活扶助等の面で手厚い優遇策の適用を受ける。いわば党に忠誠を尽くし、自らを犠牲とした者の遺族を特別な社会的存在として、慰問・褒賞する制度がこれである。

他方、高級幹部子弟は勿論制度化された存在ではなく、あくまで高級幹部に連なる私的存在でしかないが、「老子英雄兒好漢、老子反動兒混蛋」（親父が英雄なら子も好漢、親父が反動なら子も馬鹿者）との人口に膾炙した言葉に象徴されるように、文化大革命期に極限化された階級の「出身成分」を重んじる党内文化もあり、また、幹部子弟との立場を利して限られた経済・社会資源をより有利に利用できる環境にあることから、烈士遺族と同じく一般大衆とは遊離した特権的社会階層を形成していると思われ。

勿論、彼らの全てがいわゆる「親の七光り」に頼って頭角を現していると言うことは出来ず、高い学歴や外国での勉強、広い見聞など一般大衆とは異なる有利な条件はあるものの、実力で高いポストを確保し、中国の進める現代化建設に貢献する側面があることも否めない事実であろう。

(2) 中国側研究機関の調査報告を引用する香港紙によれば、中国のいわゆる億万長者の9割以上は高級幹部子弟により占められている。その内、2900人を超える高級幹部子弟の資産合計は2兆元余（約30兆円）に達する。金融、対外貿易、国土開発、大型建設プロジェクト、証券の5分野での主要ポストの85%から90%は高級幹部子弟により占められているとされる。私人が中国国内に有する資産で5000万元を超える者は27310人、1億元を超える者は3220人いるとされるが、1億元を超える資産を有する者の内の2932人が高級幹部子弟である。彼らの分布は、広東省が1566人、浙江省が462人、上海市が225人、北京市が195人、江蘇省が172人、山東省が141人、福建省が92人、遼寧省が79人などとされる。

彼らの資産形成方法は、家庭の影響力をバックにして、外資・プラント導入に介在してリベートやキックバックを確保したり、国内資源や物資を操作しての輸出、不動産投機、密輸（毎年、日・欧からの乗用車密輸は3、4万台に上る）、大型建設プロジェクトの独占的請け負い、株式市場操作などとされる。例えば、広東省における大手土地開発会社12社は全て高級幹部子弟が関係しており、上海市における土地開発会社のトップ10社の内、9社は高級幹部子弟が会長を務めている。さらに同市のゼネコン15社の内、2社が国有企業であるほか、13社は高級幹部子弟が関係しているとされる。

ここで個人名を挙げることは差し控えるが、歴代の中央最高指導層について見ても、高級幹部子弟の官界、経済界などにおける存在は際立っている。例えば、かつての最有力長老の子女は各種政府系団体の長の座にあり、元國務院最高幹部の子女はエネルギー関連の最大手企業のトップを務めており、前党中央最高幹部の子息はIT関連企業のトップや解放軍幹部の座にあり、また、最近、逝去したある有力長老の子息が地方政府のトップの座から経済閣僚に横滑りし、活躍していることなどは、良く知られた事実である。さらに2006年12月、中国民航総局が党中央最高幹部の子息が責任者を務める大手IT企業との間で全国の100数十カ所の空港で使用される、高額のX線液体物品安全検査装置の調達契約に至ったことが海外華字メディアで報じられ、注目を集めた事例もある。

(3) 次に「特殊利益集団」であるが、党が公にその存在を認めたのは、1988年3月の党13期2中全会で、「社会主義制度の下でも、人民内部には依然として異なる利益集団のもたらす矛盾が存在する」と指摘したことが嚆矢とされる。

今回の党6中全会では、胡錦濤総書記も第2回全体会議で行った「重要講話」の中で、「党はプロレタリアート及び最も広範な人民大衆の利益を除いては、自らの特殊利益を有していない」と述べ、党員が特殊利益に係わることに警告している。

この「特殊利益集団」の定義について、新華網は「特殊利益集団は社会和諧の大敵である」と題する報道の中で、「いわゆる特殊利益集団とは、共通の政治目的、経済利益、社会背景を具備する団体・個人が、その共通の目的・利益を最大限に実現するために結んだ同盟体である」とし、「一般的に特殊利

益集団は次の特徴を有する。1 つは、独占性であり、幾つかのトラスト集団が特定の業界を壟断し、市場価格を左右している。2 つは、排他性であり、自らの利益達成のため、他の人々、就中、大多数の民衆の利益を奪い、損なっている。3 つは、狭隘性であり、過度に自らの利益を重視する余り、公平正義の原則や社会の和諧を踏みにじることを厭わない」としている。

さらに「特殊利益集団」の属性として、必然的に政府部門や官僚組織の中に自らの利益代理人を見つけようとするとし、「あらゆる手段を駆使して政府部門の指導幹部を仲間に引き入れようとするが、いずれもカネで権力を買う贈収賄行為に他ならず、多くの指導幹部が誘惑に負けて深みに嵌り、腐敗問題は一層深刻化し、民主的法治建設を著しく損なう結果を生んでいる」とする。また、「特殊利益集団の利益代理人探しは政府部門に止まらず、学術部門にも及び、経済理論の領域でも自らの有利な立場を固めようとする」と言う。因みに 2005 年 8 月から翌年 6 月までの間、企業による商業性の贈収賄事件は 6972 件発生し、金額は 19.63 億元（約 300 億円）に達し、全贈収賄事件の 23%を占めたとされる。

(4) さらに「特殊利益集団」は大きく次の 3 類に分類できるとする。

1 つは、外国の在華機構や中国側の涉外団体で、各国の在華商工会議所や中国外商投資企業協会がこれにあたる。彼らは、本国政府を通じ、或いは直接的な政治説得、買収などの手段で高級幹部子弟や親族を利用し、或いは関係部門の幹部・職員をコンサルタントに招聘したり、政府系研究機関の研究者等に高額な報酬を提供するなどにより、関連部門の政策決定や立法に大きな影響力を行使している。

2 つは、金融、エネルギー、郵電、運輸、インフラ建設等の分野における国有独占企業体である。彼らは、長年にわたり行政的独占体制に依存し、強大な力をもつ。独占的利益を継続確保するため、企業体の中には、政界、学界、メディアに広く代弁者を網羅し、自らの独占的立場を擁護させたり、「独禁法」など不利な法律・政策に抵抗したりすることに利用している。

3 つは、多くの業種にまたがる民営企業家である。彼らは、競って人民代表大会代表や政治協商会議の委員に就任したが、その目的は人代や政協との政治的舞台の上から、声を張りあげて自らの利益を主張することにある。中には専門家や学者を社外取締役招聘して、会社の利益のため旗振りをさ

せたり、或いは贈賄等の不正手段を使って政策決定に直接影響を与えようとすることもあるとする。

人民網によれば、独占企業体の従業員の給与と福利のレベルが過度に高い問題が世論の注目を集めている。2005年に電力、電信、石油、金融、証券、タバコなど営利能力が最も高い12の国有企業が従業員に支払った平均給与額は7万元（約9000米ドル）に達したことが報道されたが、都市部勤労者の平均所得の1.84万元との格差があまりに大きいことに民衆やメディアから激しい批判が寄せられたという。このため、電力部門では、率先して30%～50%の賃金カットに踏み切らざるを得なくなった由。

13. 多発する大衆による騒乱事件

(1) 我が国の報道でもよく引用される数字であるが、中国公安当局の統計として、2005年に中国では大衆による騒乱事件が約87,000件発生したとされる。2004年が約74,000件、2003年が約58,000件であったことから、社会の底辺層に現状に対する不満と怒りのマグマが急速に蓄積されている状況が見て取れる。

新華網は、大衆による騒乱事件が多発する社会背景について、「我が国は経済・社会が大きく転換する特殊な歴史的時期にあり、経済基盤と社会構造の劇的変革に伴い、各層の利害関係と利害構造は重大な調整局面にあり、社会の安定に影響を与える不確定要素が増大する傾向にある。人民内部の矛盾が惹起する大衆による騒乱事件は、発生面が広く、件数も多く、社会の安定に影響を与える最も突出した問題となっている」と分析している。

その上で大衆による騒乱事件の特色として、「1つは、事件が連続して発生し、波及する範囲が不断に拡大していることであり、2つは、本来、経済に属する問題が政治問題化する傾向にあることであり、3つは暴力的傾向が益々強まり、処置を誤れば流血事件に発展する可能性が大きいことであり、4つは、内外の敵対勢力が事件に介入し、混乱の発生と拡大を煽っていること」であるとしている。

(2) 筆者が在勤した広東省では、2005年に大衆による集団抗議・住民衝突事件が多発したところ、そのうち、国際的にも注目された代表的事件2件を

次に紹介する。

1つは、2005年12月に汕尾市東洲坑村で発生した流血衝突事件であるが、火力発電所建設の際の土地収用に絡む補償問題で行政幹部の不透明な行為に不満をもった同村住民が地元政府と対立、警備に当たる武装警察が住民に向け発砲するとの事態に発展した。市当局は少数の騒乱分子による住民扇動としながらも、この種の事件には珍しく、現場警察指揮官の失当により死傷者が発生し、同指揮官は刑事拘留されたと発表した。住民の死者数は当局の公式発表では3名とされたが、さらに多くの死者が出ていると報じた香港メディアもあった。住民の十数名が社会秩序騒乱罪等で逮捕起訴され、その多くが有罪判決を受けた。

その後、広東省政府は、農民への土地収用補償の徹底を図る「3つの着工不可」（収用手続きが不完全、農民との民主的協議が未合意、補償金が直接農民に行きわたらない場合は着工不可）を発表したが、民衆に発砲するとの流血事件の発生が当局にとり深刻な衝撃となったことが伺われる。なお、この事件はその後も尾を引いており、2006年11月には、活動家の拘留に抗議した住民が地方官吏8名を監禁するとの事態も発生し、不穏な情勢が続いている。

2つは、メディアで「農民による民主化運動」とも報じられた、2005年夏に広州市番禺区魚窩鎮太石村で発生した住民による村幹部の罷免を求める抗議行動である。土地の売却代金に絡む村民委員会幹部の不透明な行為に疑惑を募らせた村民が、村の会計帳簿の公開を求めるとともに、区政府に対し幹部の罷免を求める「免職動議」を提出したもので、結果的には当局の強引な切り崩しにより、同運動は挫折を余儀なくされたが、一連の激しい軋轢を通じて、住民の行政当局に対する不信が如何に根深いかを印象付けた事件であった。

これらの事件からも伺われるように、大衆による騒乱事件の多くは、土地収用の際の補償問題が起因となって発生しており、また、地元政府幹部の腐敗行為が地元住民の怒りを買う主因となっている。

